

## 「宮崎県ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業補助金

### 1 事業の目的・概要

地域住民が主体となって、地元事業体との話し合いの下実施する、人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する取組の開始や体制づくりを支援します。

### 2 事業実施主体

- (1) 地域住民により構成される任意団体
- (2) 公民館、自治会等の地縁的組織
- (3) NPO 法人、公益社団法人、一般社団法人
- (4) 民間事業者
- (5) その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体

### 3 補助事業の種類

事業の種類	内容	補助率（※）
地域課題 <u>検討</u> 支援事業	住民の合意形成に基づき開始する「地域課題解決に向けた取組の検討」に要する費用を補助する	1 / 2 以内 補助対象経費の上限： 50万円
地域課題 <u>解決</u> 支援事業	「地域課題解決に向けた取組」の初期費用を補助する。	2 / 3 以内 補助対象経費の上限： 500万円

（※）市町村が実施主体に対し補助する額の 1 / 2 又は 2 / 3 を補助

### 4 補助対象事業の例

人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・持続的な活動が見込まれるもの

- 生活支援関係
  - ア 移動支援    イ 家事支援    ウ 弁当配達・配食サービス
  - エ 買い物支援    オ 交流拠点の設置
- 生活機能の維持
  - ア 地域商店の運営    イ ガソリンスタンドの運営    ウ 空き家や里山の維持・管理
- 高齢者福祉
  - ア 高齢者の声かけ・見守り    イ 高齢者交流サービス

### 5 採択に関する注意事項

- ・ 実施団体の取組については、地域住民の課題意識や取組事項に関する話し合いの経過や参画の方法が明確となっていること。
- ・ 補助終了後に活動を継続するための運営体制が明らかになっていること。
- ・ 事業の開始や体制づくりに必要な経費を対象とし、経常的な人件費・維持管理費等は対象外とする。
- ・ その他、別添の審査表の審査項目を満たすことが分かるように事業計画書を作成すること（審査表は作成不要）。
- ・ 複数の申請があり、補助金交付金額が予算額を超える場合は、条件を満たしていても採択されない場合がある。